

## 個人情報管理について

輝保育園

当園では、個人情報保護法を認識し、個人情報の適正な取扱いに関する業務基準を制定し、全職員に周知徹底すると共に確実な運用をします。

### 1. 個人情報の定義について

個人情報とは氏名、生年月日、電話番号、住所、勤務先等の情報で、このうちの1つまたは複数の組み合わせにより、個人を特定することのできる情報を言う。

### 2. 個人情報の対象者

当園の園児、保護者、職員、理事、第三者委員、業務委託先、その他業務上必要な関係者。

### 3. 個人情報の利用について

#### A. 個人情報を次のような場合に使用する。

- (1) 園の運営の為
- (2) 園児に対する保育効果を高める為
- (3) 園児の適切な管理をする為
- (4) 園児の健康管理の為
- (5) 何らかの理由で保護者への連絡が必要な場合
- (6) その他、正当な目的の為

#### B. 次の場合を除いて、個人情報を上記利用目的以外に利用することをしない。

- (1) 本人（園児においては保護者）の同意がある場合。
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人（園児においては保護者）の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人（園児においては保護者）の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、保護者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 4. 個人情報の第三者への非開示

当園は、第三者へ個人情報の開示をしない（園児名簿、連絡網等も配布しない）。 但し、次の場合には、第三者への開示をすることがある。

- (1) 本人（園児においては保護者）の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人（園児においては保護者）の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人（園児においては保護者）の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、保護者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 5. 個人情報の委託

当園は、園医等、業務の委託先に情報を提供することがある。 この場合、必要な限度で個人情報を提供し、契約等の義務付けによりその委託先からの漏えい、再提供の防止を図る。

### 6. 個人情報の訂正等について

既に登録した個人情報の開示・訂正・利用停止（以下、総称して「訂正等」という。）の通知があった場合、速やかに訂正等の処理を行う。

### 7. 個人情報の破棄

不必要となった個人情報は速やかに破棄するものとする。 この場合、印字データはシュレッダー処理し、電子データは消去処理する。

以上